

業務委託契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の事項）

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）契約の目的 女性の就業支援業務の委託
- （2）業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- （3）契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- （4）契約金額 金 円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- （5）契約保証金 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号の規定に基づき免除する。
- （6）代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（業務の適正履行）

第2条 受注者は、前条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

（労働関係法規の遵守）

第3条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第6条 受注者は、委託業務を実施するときには、受注者及び受注者の委託を受けた業務責任者及び従事者等に必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、この契約による委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために仕様書別紙3に掲げる事項を遵守しなければならない。

(中間報告等)

第8条 発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。

(業務の報告及び検査)

第9条 受注者は、委託業務を完了後、令和3年3月31日までに実績報告書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

(代金の支払方法)

第10条 業務実施に係る委託料の支払は、検査完了後、受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

(履行遅滞)

第11条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する事由により前条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

(第三者損害)

第 12 条 受注者は、委託業務の実施に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第 13 条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議のうえ、その処置を決定するものとする。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (3) 第 9 条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

(違約金の支払)

第 15 条 受注者は、第 14 条各号の理由によりこの契約が解除されたときは、違約金として、委託金額の 100 分の 15 に相当する金額を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

(成果の帰属)

第 16 条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する。

(業者調査への協力)

第 17 条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は同様とする。

(談合その他不正行為による解除)

第 18 条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第

7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

(2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（賠償の予約）

第19条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金額として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

2 契約代金が未払の場合にあっては、賠償金等及び契約代金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を発注者は別途徴収する。

（暴力団等排除に係る解除）

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第22条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(受注者の解除権)

- 第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
 - (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第25条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(契約の効力の遡及)

第26条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条第3号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(協議事項等)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 2 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 印

受注者

印